

葉山町議会の定例会の回数に関する条例の一部を改正する条例

葉山町議会の定例会の回数に関する条例(昭和31年葉山町条例第195号)の一部を次のように改正する。

(別紙)

令和6年12月13日提出

提出者	葉山町議会議員	土佐洋子
賛成者	葉山町議会議員	三浦大輝
	同上	星加代子
	同上	笹本貢史
	同上	中村和雄
	同上	石岡実成
	同上	山田由美
	同上	金崎ひさ
	同上	荒井直彦
	同上	笠原俊一
	同上	待寺真司
	同上	窪田美樹
	同上	近藤昇一

提案理由

議会機能の強化や議会運営の充実・活性化を図り、議会が主体的かつ機動的に活動できるよう、令和7年第2回定例会の会期を通年とすることとし、同年の定例会の回数を改めるため提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町議会の定例会の回数に関する条例の一部を改正する条例

葉山町議会の定例会の回数に関する条例（昭和 31 年 葉山町条例第 195 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則第 2 項に見出しとして「(旧条例の廃止)」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（令和 7 年における葉山町議会の定例会の回数に関する特例）

3 葉山町議会の定例会の回数は、令和 7 年に限り、本則中「年 4 回」とあるのは「年 2 回」とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

# 条例の概要

## 題 名

葉山町議会の定例会の回数に関する条例の一部を改正する条例

## 1 趣 旨

議会機能の強化や議会運営の充実・活性化を図り、議会が主体的かつ機動的に活動できるよう、令和7年第2回定例会の実施方法を、会期を通年とする通年議会制とするため、令和7年定例会の回数を改めることとした。

## 2 内 容

令和7年の第2回定例会を試行的に通年議会として実施することから、附則を追加することとし、併せて附則に見出しを付することとした。

## 3 施行期日等

この条例は、令和7年1月1日から施行することとした。

葉山町議会の定例会の回数に関する条例 新旧対照表 (R 7. 1. 1 適用)

改正後	改正前
<p>○葉山町議会の定例会の回数に関する条例 昭和 31 年 10 月 2 日条例第 195 号</p> <p>地方自治法第 102 条第 2 項の規定による定例会を開くべき回数は、年 4 回とする。</p> <p><b>附 則</b> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 31 年 9 月 1 日から適用する。 <u>(旧条例の廃止)</u></p> <p>2 葉山町議会定例会条例 (昭和 27 年 8 月葉山町条例第 147 号) は、廃止する。 <u>(令和 7 年における葉山町議会の定例会の回数に関する特例)</u></p> <p>3 <u>葉山町議会の定例会の回数は、令和 7 年に限り、本則中「年 4 回」とあるのは「年 2 回」とする。</u></p>	<p>○葉山町議会の定例会の回数に関する条例 昭和 31 年 10 月 2 日条例第 195 号</p> <p>地方自治法第 102 条第 2 項の規定による定例会を開くべき回数は、年 4 回とする。</p> <p><b>附 則</b></p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 31 年 9 月 1 日から適用する。</p> <p>2 葉山町議会定例会条例 (昭和 27 年 8 月葉山町条例第 147 号) は、廃止する。</p>